

特 記 仕 様 書

業務番号	西農水(整五委)第31号
業 務 名	三千石経営体第5号委託
業務場所	北津軽郡板柳町大字太田地内外
履行期限	令和9年1月29日

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 本業務の施行にあたっては、青森県農林水産部農村整備課制定「測量業務共通仕様書」、「青森県農業農村整備事業測量作業規定」、「青森県県営農業農村整備事業等用地調査等請負業務事務処理要領」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、本特記仕様書によるものとする。

2 共通仕様書と特記仕様書の内容が一致しない場合は、特記仕様書を優先するものとする。

(業務目的)

第1-2条 本業務は、県営三千石地区経営体育成基盤整備事業の一環として実施する地区外用排水路工事に係る用地測量及び用地調査を行うものである。

(業務場所)

第1-3条 業務場所は、北津軽郡板柳町大字太田地内外で、別添位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条 業務の概要は、「別表1」に示すとおりである。

(管理技術者)

第1-5条 管理技術者は共通仕様書の規定によるものとする。

第2章 用地測量業務

(基本事項)

第2-1条 用地測量業務の実施における基本的な事項は、次のとおりである。

- (1) 測量の方法、観測機械の種類、精度等については、青森県公共測量作業規程による。
- (2) 用地測量においては、青森県県営農業農村整備事業等用地調査等請負業務事務処理要領(農林水産省農村振興局制定の土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領を一部読み替えて準用)による。
- (3) 用地測量業務に関して優先する図書は特に示さないが、受注者の判断で使用した図書についてはその出典を明示すること。

(業務内容)

第2-2条 用地測量業務の内容は、「別表2」及び別添「業務数量表」に示すとおりである。

(業務の留意事項)

第2-3条 用地測量業務の実施にあたり留意する事項は、次のとおりである。

- (1) 本測量の基準とする点は現地の既知点を利用することとし、調査職員と打合せること。

- (2) 用地測量業務実施のために伐採した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、調査職員の指示を受けないで伐採したもの又は不注意により伐採したものの補償は、受注者の責任において処理する。
- (3) 用地境界仮杭設置測量における杭の材質は、原則プラスチック杭とする。
- (4) 境界確認における立会い通知は、立会日の1週間前までに関係者に届くよう受注者が作成し提出するものとする。
- (5) 土地取得等について、所有者ごとに土地調書を作成する。
- (6) 土地調書(一覧表)には、潰れ地等の合計面積を記載するものとし、併せて地目ごとの面積計も記載する。
- (7) 地積測量図及び土地所在図の作成は、不動産登記規則の規定による。

(用地測量の基準及び精度等)

第2-4条 本業務の実施に必要な条件等は次のとおりである。

- (1) 測量の基準は、世界測地系に基づく平面直角座標系(公共座標)による。
- (2) 測量及び面積測定の精度区分は、不動産登記規則による。
- (3) 縮尺は原則として1/500とする。
- (4) 境界測量における用地境界杭等は、筆ごとに全点写真撮影を行い整理する。

第3章 用地調査業務

(基本事項)

第3-1条 用地調査業務に関して優先する図書は特に示さないが、受注者の判断で使用した図書についてはその出典を明示すること。

(業務内容)

第3-2条 用地調査業務の内容は、「別表3」に示すとおりである。

(業務の留意事項)

第3-3条 用地調査業務の実施にあたり留意する事項は、次のとおりである。

- (1) 用地測量においては、青森県営農業農村整備事業等用地調査等請負業務事務処理要領(農林水産省農村振興局制定の土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領を一部読み替えて準用)による。

第4章 参考図書・貸与品・打合せ・成果物

(貸与品等)

第4-1条 貸与品は、「別表4」に示すとおりである。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第4-2条 本業務の実施にあたり参考とした図書(以下「参考図書」という。)及び前条の貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は作業時点の最新版を用い、作業中に改定された場合には、調査職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか業務完了時に一括返納しなければならない。

(打合せ)

第4-3条 打合せ時期及び回数等は、「別表5」に示すとおりであり、その都度、業務打合せ記録簿を作成すること。

(成果物)

第4-4条 成果物は共通仕様書に基づき作成した上で、次のものを提出すること。

成果品	規 格			部 数	備 考
	品質サイズ	縮尺	仕上げ		
報告書	A 4		A 4 縦	2 部	
図面	A 1		A 4 折込	2 部	
電子媒体	CD-R又はDVD-R			2 枚	

(成果物の装丁等)

第4-5条 成果物の装丁等は、次によるものとする。

- (1) 製本上極力分冊を避けるものとする。なお、分冊を行う場合は内容を考慮して行うものとする。
- (2) 報告書は長期の使用に耐えうる通常の装丁とする。

(成果物の提出先)

第4-6条 成果物の提出先は次のとおりとする。

青森県五所川原市大字吹畑字藤巻 24-12

青森県西北農林水産事務所 農村整備五所川原庁舎

第5章 その他

(設計変更について)

第5-1条 設計変更等については、契約書及び共通仕様書に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木設計業務等変更ガイドライン（青森県 農林水産部農村整備課）によるものとする。

「土木設計業務等変更ガイドライン」は、農村整備課ホームページを参照すること。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/sekkeigyomu.html>

(電子納品業務)

第5-2条 本業務は、電子納品業務であり、次によるものとする。

「青森県電子納品運用ガイドライン」は農村整備課のホームページ

【https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_densinouhin.html】よりダウンロードできる。

(情報共有システム)

第5-3条 本業務は、情報共有システムの利用を原則とする。

2 ただし、情報共有システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議により対象外とすることができる。

3 情報共有システムの利用基準については、以下の農村整備課のホームページを参照すること。

【https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html】

(業務の安全管理)

第5-4条 受注者は業務に実施にあたり、保安、公衆衛生等に関する諸法規を順守するとともに、作業の安全に留意し、災害防止に努めなければならない。

2 業務の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じる事故、若しくは第三者に影響を与える事故が発生した時は応急処置を講ずるとともに、遅滞なくその状況を調査職員に報告しなければならない。

3 労働安全衛生規則において熱中症対策が義務付けられていることから、厚生労働省の「職場における熱中症予防情報」【<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>】に基づき適切に対応しなければならない。

(その他)

第5-5条 完成検査の予定については、実施予定の前月15日までに予定日を調査職員に報告すること。

2 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況を共通仕様書に定める様式に基づき作成し、調査職員に毎月提出するものとする。

3 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても調査職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

別表1 業務概要

項 目	内 容
用地測量業務	用地測量業務 一式
用地調査業務	用地調査業務 一式

別表2 用地測量業務内容

作 業 項 目	数 量	条 件
作業計画	1業務	
現地踏査	1業務	耕地
土地の登記記録調査	1. 11ha	耕地
権利者確認調査(当初)	1. 11ha	耕地
復元測量	1. 11ha	耕地
境界確認	1. 11ha	耕地
土地境界確認書作成	1. 11ha	耕地
用地境界仮杭設置	1. 11ha	耕地
境界点間測量	1. 11ha	耕地
面積計算	1. 11ha	耕地
用地実測図作成	0. 11ha	1/500
土地調書作成	1. 11ha	耕地
公共用地管理者との打合せ	1業務	
依頼書作成	0. 50km	
協議書作成	0. 50km	
地積測量図等作成	1. 11ha	耕地
用地幅杭設置測量	0. 15km	平地, 耕地, 1, 000 台未満/12 時間

※用地図は既存資料を活用する

別表3 用地調査業務内容

作 業 項 目	数 量	条 件
立竹木調査・算定	1. 15 千 m2	収穫樹, 当初調査, 平坦地
附帯工作物調査・算定	1 箇所	独立工作物, 工場棟の敷地以外, 当初調査 (防風ネット)

別表4 貸与品

貸与資料名	部数	備考
令和7年度 西農水(整五委)第24号 三千石地区第1号委託(測量業務)	1部	

別表5 打合せ

業務	作業段階	回数	内容
設計	業務着手前	1回	- 業務の基本的事項及び業務計画について打合わせる。 - 管理技術者も同席すること。
	中間打合せ	1回	細部事項等について打合わせる。
	報告書原稿作成段階	1回	- 業務全体の成果物取りまとめ方について打合わせる。 - 管理技術者も同席すること。